

○高松市小中学校校区審議会条例

平成22年3月26日

条例第26号

高松市小中学校校区審議会条例

(設置)

第1条 高松市立小学校及び高松市立中学校（以下「学校」という。）の通学区域の調整を図るため、高松市教育委員会（以下「委員会」という。）に高松市小中学校校区審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、委員会の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して委員会に建議する。

- (1) 学校の通学区域の設定及び改廃に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、学校の通学区域に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 前条各号に掲げる事項と関係を有する団体の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、委員会の職員のうちから、委員会が任命する。
- 3 幹事は、審議会に出席し、調査審議事項について意見を述べることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年6月1日から施行する。
(高松市小中学校適正配置等審議会条例の廃止)
- 2 高松市小中学校適正配置等審議会条例（平成14年高松市条例第20号）は、廃止する。